

## 河北町協働のまちづくり活動支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町内における活動団体等（以下「団体等」という。）が独自に、又は他の団体等と協働で行うまちづくり活動を実施する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、活動の拠点が町内にあって、会則又は規則等に基づき運営し、かつ、地域住民を対象に主に継続的事業を行う団体とする。ただし、宗教活動及び政治活動を行う団体は除くものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の公共的な課題の解決に向けて活動の拡大や新たにに取り組む事業であって、かつ、地域住民的な取り組みの広がりや地域の活性化につながることを期待されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 団体等の運営経費
- (2) 人件費
- (3) 飲食費
- (4) 備品購入費（パソコン等の機器、机等の大型事務用品及びリース等が可能なもの）
- (5) その他町長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、前条に規定する補助対象事業に要する経費の5分の4以内の額とし、1団体あたり25万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ、河北町協働のまちづくり活動支援事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を町長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 町長は、前条による計画書の提出があったときは、河北町協働のまちづくり町民会議に諮り、その審査結果を受けて速やかに可否を決定し、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の変更)

第8条 規則第7条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(補助金交付決定の変更及び通知)

第9条 町長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と

認めるときは、補助金交付決定変更通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定の変更にあたり、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（調査及び報告）

第10条 町長は、対象事業の適正かつ効果的な執行を期するため、必要に応じて実施状況を調査し、又は補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、対象事業を完了したときは、事業完了後1か月以内に規則の様式第3号の実績報告書に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。